

基本方針 2 介護予防施策等の推進

1 健康づくり

健康づくりにおいて最も大切なことは、市民一人ひとりが健康づくりを自らの問題であると認識し、そのために必要な知識を習得し、自主的かつ主体的に健康づくりを実践することにあります。

「ひたちなか市元気アッププラン」は、このような市民行動が広がり、全ての市民が「生涯にわたって健やかで心豊かに暮せる元気なまち」が実現することを目的としています。

ここでは、平成 23 年 2 月に策定（平成 25 年目標値改定）した「ひたちなか市元気アッププラン」から、主に高齢者の健康づくり（生活機能の維持等）を中心に抜粋します。

なお、下記の表 4-82～表 4-88 に示す現状値と目標値は、高齢者に限らず、限定される指標以外は 20 代～80 代の方の割合になります。

(表 4-82) 現状値と目標値

指標	平成 25 年	平成 29 年
健康とを感じる市民の割合	81.7%	85%

(1) 重点取組事項

健康づくりは、市民一人ひとりが自主的に取り組むものですが、きっかけづくりとその継続のため、市の先導と仲間づくりを含めた地域での事業展開が重要になります。

本市では、「ひたちなか元気アップ事業」を健康づくりのための重点事業とし、「元気アップサポーター育成コース」を修了した元気アップサポーターを中心に自治会などと協力しながら推進します。

①元気アップ体操

茨城大学教育学部の協力を得て考案された体操で、主に体幹の筋力や柔軟性を高め、生活の質を向上させることを目的としています。

②ときめき元気塾

自治会単位で開催する講座で、元気アップサポーターが主体となり、元気アップ体操を中心に、栄養・食生活、歯の健康、生活習慣病予防の講話と体力測定などを行います。

(2) 分野別取組

① 栄養・食生活

生活習慣病は食生活との関連が深いことから、適正なエネルギー量と栄養のバランスの取れた食事を自ら摂ることが出来ることを目指します。

(表 4-83) 現状値と目標値

指標		平成 25 年	平成 29 年
塩分を控えるなど薄味を心がける人の割合	男性	25.8%	35%以上
	女性	41.4%	50%以上

② 身体活動・運動

ライフステージにあった運動を自らが継続的に実施することを目指します。

(表 4-84) 現状値と目標値

指標		平成 25 年	平成 29 年
定期的に運動をしている人の割合	男性	49.4%	50%以上
	女性	41.9%	55%以上

③ 休養・こころの健康

心の健康について正しい知識を身につけ、自らストレスに上手に対応するとともに、周囲の人の心の病に早期に気づき、専門家の診断・治療につながる環境をつくることを目指します。

(表 4-85) 現状値と目標値

指標	平成 25 年	平成 29 年
ストレスがたまっていると感じている人の割合	33.7%	30%以下
睡眠で十分休養を取れる人の割合	80.0%	80%以上
悩みや問題を相談できるところ（人や場所）を知っている人の割合	53.6%	80%以上

④ 歯と口腔の健康 (★)

自らが日常生活における効果的な歯みがきや定期的な歯科健診など、年代に応じてむし歯予防・歯周病予防のための正しい習慣を身につけることを目指します。

(表 4-86) 現状値と目標値

指標	平成 25 年	平成 29 年
定期的に歯科検診を受診する人の割合	28.3%	30%以上
60代で自分の歯が24本以上ある人の割合	39.8%	現状値以上
70・80代で自分の歯が20本以上ある人の割合	38.5%	現状値以上

⑤喫煙・飲酒 (★)

すべての市民が喫煙や飲酒による健康被害について理解し、また、飲酒については自分の適量を理解し、控えめな飲酒を心がけることを目指します。

(表 4-87) 現状値と目標値

指標		平成 25 年	平成 29 年
喫煙する人の割合	男性	27.8%	25%以下
	女性	6.9%	現状値以下
多量に飲酒する人の割合	男性	7.6%	現状値以下
	女性	3.7%	現状値以下

⑥健康管理

自らが自分の健康を管理し、望ましい生活習慣の実践に積極的に取り組むことを目指します。

(表 4-88) 現状値と目標値

指標		平成 25 年	平成 29 年
年1回程度健康診査を受診する人の割合	男性	78.9%	80%以上
	女性	68.1%	70%以上
がん検診を受診する人の割合	肺がん	24.2%	現状値の10%増
	乳がん	29.6%	現状値の10%増
	胃がん	25.5%	現状値の10%増
	子宮がん	33.9%	現状値の10%増
	大腸がん	30.1%	現状値の10%増
特定保健指導を受ける人の割合	動機付け支援	17.5%	現状値以上
	積極的支援	10.5%	現状値以上

2 一般介護予防事業（地域支援事業）（☆）

この事業は、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とするものです。対象者は、全ての第1号被保険者とその支援のための活動に関わる方になります。

なお、平成25年度までは「介護予防事業」として、高齢者が要介護・要支援状態になることの予防、軽減、悪化防止を目的とし、要介護状態等となるおそれの高い高齢者を対象にした二次予防事業、全高齢者を対象にした一次予防事業を実施していましたが、平成26年度は、現行の介護予防・日常生活支援総合事業内でこれらの事業を実施しました。介護保険法等の改正により平成27年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行後は、「一般介護予防事業」となります。

（1）介護予防把握事業

介護予防把握事業は、閉じこもり等により支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業で、本市では、第1号被保険者（要支援・要介護認定を受けている者を除く）全員を対象に、日常生活で必要となる機能（25項目）の確認を基本チェックリストにより行っています。

【現状】

平成23年度までは、指定の医療機関及び特定健康診査等の健診会場において基本チェックリストを実施していましたが、平成24、25年度は、郵送等により配布、回収する方法で行ったほか、介護保険課、地域包括支援センター、民生委員等関係機関からの情報提供等による把握も行いました。また、平成26年度は、基本チェックリストの項目も掲載されている日常生活圏域ニーズ調査を第1号被保険者全員（要介護3～5の方を除く）に行い、その中で対象者を把握しました。

（表4-89） 二次予防事業対象者数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人数（人）	473	4,996	4,353	5,505

【今後の方針】

平成27年度からの介護保険法等の改正において、介護予防給付の一部や地域支援事業の内容の変更がありますが、本市においては基本チェックリストの配布・回収が効果的かつ効率的な方法と考えますので、引き続き実施する予定です。また、「お元気訪問事業」や「いきいき訪問事業」、民生委員等からの情報などからも支援を要する者を把握し、介護予防に資する活動へつなげていきます。

①お元気訪問事業

基本チェックリスト未回収者の中には、閉じこもり、うつ、認知症等により日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから、高齢福祉課や在宅介護支援センターの職員等が、その方の自宅を訪問して基本チェックリストを実施し、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

②いきいき訪問事業（★）

基本チェックリストの結果、介護予防・日常生活支援総合事業対象者と判定された方のうち、心身の状況等により通所型予防サービスへの参加が困難な方に対して、高齢福祉課や地域包括支援センターの職員等が自宅を訪問して、生活機能に関する問題を把握し総合的に評価することで、必要な指導や相談を行い、通所型予防サービス等への参加を勧奨します。

(表 4-90)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
お元気訪問 (人)	-	144	269	12
いきいき訪問 (人)	91	498	555	175

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

(2) 介護予防普及啓発事業

①健康教育

【現状】

地域の要請により、介護予防についての知識の普及・啓発を行うため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が介護予防や生活習慣病予防に関する講話や、運動機能を低下させないための運動指導を行っています。

【今後の方針】

引き続き、積極的に地域での健康教育を行います。

②介護予防教室（はつらつ教室）

【現状】

健康増進を図り要介護状態への移行を予防することを目的として、作業療法士、理学療法士による運動指導や、管理栄養士、歯科衛生士による講話、保健師による認知症予防のトレーニング、元気アップサポーターによる元気アップ体操を実施しています。

(表 4-91) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数 (人)	677	557	533	538

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

引き続き、事業を実施します。教室参加後は各自治会で行われている健康増進のための教室等への参加を促します。

③認知症予防講演会（★）

【現状】

認知症予防のための知識を普及し、市民が予防のための生活習慣改善に取り組むため、医師や専門職の講演会を実施しています。

(表 4-92) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数 (人)	108	148	120	136

【今後の方針】

市民が実践的に取り組めるように内容を検討しながら、今後も事業を実施します。

(3) 地域介護予防活動支援事業

① 生きがい対策事業

【現状】

社会参加活動を通じて高齢者の介護予防を推進するため、高齢者大学等の高齢者生きがい対策事業を行っています。

(表 4-93) 実施状況

事業名称	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者大学（修了者） （人）	104	89	84	87（開催中）
高齢者芸能発表大会 （出演者）（人）	308	390	444	488
高齢者文化創作展 （出展者）（人）	61	78	113	2 月開催
高齢者スポーツ大会 （参加者）（人）	837	907	935	954
合計（人）	1,310	1,464	1,576	—

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

高齢者のニーズの把握に努め、より多くの高齢者が参加できる環境づくりに努めます。

【見込量】

(表 4-94) 見込量

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者大学他 3 事業（人）	1,600	1,650	1,700

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業 (☆)

生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものです。

【今後の方針】

これからの介護予防は、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への働きかけも含めた、バランスのとれた働きかけが重要です。地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所・訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などで作業療法士や理学療法士、言語聴覚士などリハビリテーション専門職等を活かし、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できるよう、地域における自立支援に資する取組を推進します。

(5) 一般介護予防事業評価事業

事業の実施状況等の検証を通じ、一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

3 介護予防・生活支援サービス事業（地域支援事業）（☆）

介護予防・生活支援サービス事業は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、今まで予防給付となっていた介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供するものです。

なお、平成 27 年 4 月から介護保険法改正が施行され事業を開始することになりますが、平成 29 年 4 月には全ての市町村で開始できるように、市町村の実情に合わせて準備期間がありますが、本市では平成 27 年 10 月に事業が開始できるよう準備を進めていきます。

（1）訪問型予防サービス・介護予防訪問型サービス（移行前）（☆）

介護予防訪問型サービスは、通所型予防サービス等に参加できない方を対象に、「閉じこもり」や「認知症」、「うつ」の予防支援、「口腔機能の向上」、「栄養改善」などの支援を行うため、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問し、地域における健康づくり事業等への参加を促したり、直接指導していました。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後の訪問型サービスは、要支援者や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するなど、現行の介護予防訪問介護に相当するもの（訪問介護員等によるサービス）と、それ以外の多様なサービスからなる事業も開始します。

（2）通所型サービス・通所型介護予防事業（平成 25 年度まで）（☆）

平成 25 年度までは、概ね日常生活圏域ごとに地域のコミュニティセンター等において、運動機能の向上を中心に栄養改善や口腔機能の向上を取り入れた複合型コース、ひざ痛・腰痛予防に特化したコース、転倒予防に特化したコース、運動を中心とした認知症機能低下予防コース等の内容で、12 回を 1 クールとした通所型介護予防事業を実施しました。

平成 26 年度からは、高場と金上の旧デイサービスセンター施設を利用し、1 年を通して多くの方が介護予防に取り組めるよう、現行の介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。上記内容に創作活動や、読み書き計算等の学習を中心とした認知機能低下予防コース等も加え、3～6 か月を 1 クールとした通所型サービスを実施しています。また、地域のコミュニティセンター等においても、運動を中心とした認知機能低下予防コースを実施しており、全てのコースについて、利用料は 1 回あたり 100 円となっています。

今後、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後の通所型サービスでは、要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するため、現行の介護予防通所介護に相当するものと、多様な担い手による多様なサービス等も開始することとなります。

(3) 生活支援サービス (☆)

本市では、平成 26 年度から現行の介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、配食サービスを実施しています。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した後の生活支援サービスは、要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守り等を提供するもので、地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして、厚生労働省令で定めるものとなります。

厚生労働省令においては、その他の生活支援サービスとして新しい介護予防・日常生活支援総合事業により実施することができるものについて、以下の 3 つサービスが規定される予定です。

- 配食：栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食など
- 定期的な安否確認及び緊急時の対応（見守り）：住民ボランティアなどが行う訪問による見守り
- その他、訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活援助（訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等）

(4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）(☆)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防支援事業（ケアマネジメント）は、現行の介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

介護予防ケアマネジメントにより、サービスの提供をケアプランに位置づけるにあたっては、単に支援につなげるだけではなく、要支援者等がその知識や能力を生かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくよう促すなど、社会とのつながりを作っていくことができるよう支援します。

(各事業の詳細は 第 4 章 各論 基本方針 1 介護保険事業の充実 7 地域支援事業 を参照)

基本方針 3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）

1 地域包括ケア体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り継続して生活を送れるように支えるためには、一人ひとりの高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。

また、高齢者の自立と尊厳を支えるケアをいっそう充実していくためには、介護保険サービスを核としながら医療・保健・介護・福祉の専門職相互の連携、さらにはボランティアなどの住民活動も含めた連携によって、地域の様々な資源を統合したサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。

（1）地域包括支援センター（おとしより相談センター）（地域支援事業）

【現状】

地域包括支援センターは、日常生活圏域における地域包括ケアを有効に機能させること等を目的に設置しており、本市では平成18年4月から市直営で1か所、平成19年4月からは2か所（社会福祉法人へ委託）を増設しましたが、平成22年4月からは市直営を廃止し、社会福祉法人へ委託しましたので、現在、3か所（南部・西部・東部）で運営しています。また、よりわかりやすく親しみやすいセンターとするため、平成23年4月からは「おとしより相談センター」という通称名にしました。

地域包括支援センターには、専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等）が配置され、互いに連携し一体的に業務を行う体制となっています。

地域包括支援センターの業務

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防・日常生活支援総合事業対象者が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、おかれている環境など一人ひとりの状況に応じて、自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業その他必要な事業を包括的かつ効率的に利用できるように必要な援助を行います。

<総合相談支援業務>

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要か幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、適切な福祉サービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行います。

主たる業務は、地域におけるネットワークの構築、高齢者の実態把握、総合相談支援（初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援）等です。

<権利擁護業務>

認知症や虐待等により自らの権利の主張や権利を行使することが困難な状況にある高齢者に対して、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から、関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用支援、虐待や消費者被害の未然防止、対応等を行います。

<包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設との連携など、地域において、多職種相互の協働等による個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントが重要であることから、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

主たる業務は、包括的・継続的なケア体制の構築、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジメントの構築です。

(表 4-95) 地域包括支援センターの設置数, 相談件数

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
センター数	3	3	3	3
相談件数 (件)	2,798	4,787	7,069	3,973

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

(表 4-96) 地域包括支援センター一覧

施 設 名	所在地	実施主体	担 当 圏 域	開設年月日
南部地域包括支援センター (南部おとしより相談センター)	金上	社会福祉法人 ひたちなか市 社会福祉協議会	勝田第一中学校区域 勝田第三中学校区域 大島中学校区域	平成 19 年 4 月 1 日
西部地域包括支援センター (西部おとしより相談センター)	津田	社会福祉法人 北養会	勝田第二中学校区域 佐野中学校区域 田彦中学校区域	平成 19 年 4 月 1 日
東部地域包括支援センター (東部おとしより相談センター)	烏ヶ台	社会福祉法人 克仁会	那珂湊中学校区域 平磯中学校・ 阿字ヶ浦中学校区域	平成 22 年 4 月 1 日

※ 平成 26 年 9 月末現在

【今後の方針】

支援を必要とする高齢者にきめ細かな対応と地域包括ケアの推進を図っていくため、地域包括支援センターの体制を見直し、増設・増員します。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核としての役割を担っていますが、本市は委託による事業実施であり、事業の趣旨等の徹底等を図るため、運営方針を定めるとともに、困難事例等に対応するため、地域包括支援センター主導による個別支援会議や小地域ケア会議の機能の充実を図っていきます。

さらに、民生委員児童委員協議会や自治会など地域との交流を積極的に行い、より地域に密着した活動を心がけ、ネットワーク構築、虐待等の未然防止や早期発見などに努めます。

(2) 地域包括ケア推進事業（地域ケア会議の開催）

【現状】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域の体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進するため、平成25年度より、以下の3つの会議を双方向の連携を図りながら開催しています。なお、検討結果等はひたちなか市高齢者福祉計画推進会議に報告し、それに対する意見・助言等は、地域ケア会議や小地域ケア会議にフィードバックしています。

① 個別支援会議（地域包括支援センター主催）

民生委員や介護サービス事業者等、多種職が協働して支援方策を検討することにより、関係者間の連携がとれた有効な支援と高齢者の課題解決機能を強化することを目的に、主に支援困難な個別ケースに対して必要に応じ開催しています。

② 小地域ケア会議（地域包括支援センター主催）

8つの日常生活圏域（勝田一中、勝田二中、勝田三中、大島中、田彦中、佐野中、那珂湊中、平磯中・阿字ヶ浦中）ごとに、自治会長、民生委員、高齢者クラブ役員、薬剤師、介護サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等、地域で活動している方々を構成員として、活動を通じた地域課題の抽出と解決方法の検討、地域の関係者等の相互連携、ネットワーク機能を高めることなどを目的に3か月ごとに会議を開催し、認知症や見守りなど構成員から提起された課題について話し合いを重ねています。

③ 地域ケア会議（市主催）

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護事業所、社会福祉協議会、市の関係各課の職員で構成し、小地域ケア会議で提起された課題等に対して、必要な取組の検討や関係機関の連携強化などを目的に開催しています。

(表 4-97) 実施状況

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
個別支援会議（回）合計	7	9
南部地域包括支援センター	3	7
西部地域包括支援センター	3	1
東部地域包括支援センター	1	1
小地域ケア会議（回）合計	22	16
南部地域包括支援センター	8	6
西部地域包括支援センター	8	6
東部地域包括支援センター	6	4
地域ケア会議（回）	6	3

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

地域包括支援センターと連携しながら各会議を引き続き開催し、地域課題の発見、解決を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(3) 地域ケアシステムの充実

【現状】

支援を必要とする高齢者や身体障害者、知的障害者、精神障害者等が、安心して生活が送れるよう地域ケアコーディネーターを中心に民生委員や保健・医療・福祉の専門職がチームを組み、保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するものです。

【今後の方針】

サービスを必要とする高齢者の把握と、的確で効果的な支援に努めます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進（☆）

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携について、市医師会や介護サービス事業者等の協力を得ながら推進していきます。

【今後の方針】

この事業は、「在宅医療・介護連携推進事業」と位置付けられ、平成30年4月には全ての市町村で開始できるように、市町村の実情に合わせて準備期間があります。事業内容は、①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 とされています。

本市では、平成27年度に医療・介護関係者の研修を開催します。さらに、在宅医療・介護連携に関する資源の現状に関する情報収集を行い、医療機関や介護サービス事業者のリストの作成などにより情報の共有に努めるほか、在宅医療・介護連携に関する関係者が参画する会議を開催するなど、段階的に事業を実施できるように準備を進めていきます。

(5) 認知症施策の推進（☆）

認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、認知症サポーターの養成とその普及など、認知症の方とその家族への支援に関する取組等を推進していきます。

【今後の方針】

この事業は「認知症総合支援事業」と位置付けられ、平成30年4月には全ての市町村で開始できるように、市町村の実情に合わせて準備期間があります。事業内容は、①認知症初期集中支援推進事業 ②認知症地域支援・ケア向上推進事業 とされています。

本市では、平成27年度から地域包括支援センターに、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。また、一般病院や介護保険施設などで、認知症対応力の向上や、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、在宅生活継続のための相談・支援、認知症の方とその家族への支援に関する取組などを推進します。さらに、初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の方やその家族に対しての個別の訪問を行い、適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を専門医などの協力を得ながら設置するなど、段階的に事業を実施できるように準備を進めていきます。

(6) 生活支援サービスの体制整備（☆）

ひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯など、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、買物・調理・掃除などの家事支援、外出支援、見守り・安否確認、地域サロンの開催などの必要性が増加しています。一方で、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されています。

生活支援サービスの体制整備にあたっては、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO法人、社会福祉協議会、自治会などの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える体制整備を推進していく必要があります。

【今後の方針】

この事業は、平成30年4月には全ての市町村で開始できるように、市町村の実情に合わせて準備期間があります。本市では、平成27年度から市内・外の関係者をメンバーとするワーキンググループを設置し、多様な主体間の定期的な情報共有、連携強化及び協働を進める「協議体」について検討・準備を行います。さらに、生活支援の担い手となる方を養成し支援の場につなげる資源開発や、活動主体等のネットワーク構築、支援を必要とする高齢者のニーズと資源のマッチングを進める「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、「協議体」の設置を行うなど、円滑に事業が開始できるように準備を進めていきます。

また、生活支援・介護予防サービスの提供にあたっては既存事業も活用しつつ、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティアなど多様な主体による多様なサービスを創出するため、幅広い視点から取組を整理して体制整備の推進に努めます。

2 在宅生活を支えるサービス

(1) 小地域ネットワーク事業

【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者，65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者が，地域の中で安心して生活できるよう，近隣の方々で見守りネットワークを組織し，日々の安否の確認等を行っています。

また，平成22年度から重度要介護認定者（要介護3以上）等と70歳以上の方等で構成する高齢者二世帯も対象に加え，事業の拡充を図りました。

(表 4-98) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ネットワーク数	733	740	707	720

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い，事業の必要性が高いため，地域の方々の理解と協力を得ながら，ネットワーク組織の促進に努めます。

【見込量】

(表 4-99) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ネットワーク数	750	760	770

(2) 緊急通報システム事業

【現状】

疾病の急変など不慮の事態の時、身につけたペンダント等の操作で消防本部に通報することができるシステムです。70歳以上のひとり暮らしで要介護の認定を受けている方または重度疾病のある方を対象としています。

本市では、小地域ネットワーク事業と一体的に取り組むことで、緊急時の対応だけでなく、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らせるとともに、地域の福祉意識の高揚を図るなど特徴のある取組をしています。

また、平成22年度から重度要介護認定者（要介護3以上）等と70歳以上の重度疾病等を有する方で構成する高齢者二世帯も対象に加え、事業の拡充を図りました。

(表 4-100) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
端末設置台数 (台)	290	282	287	287

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

(表 4-101) 通報・出動回数

区 分		平成 25 年度
通報回数 (回)		555
内 訳	出動回数 (救急車) (回)	34
	テスト通報 (回)	390
	誤報 (回)	119
	相談等 (回)	12

【今後の方針】

民生委員等関係者との連携や広報等を通じて周知を徹底し、対象者の把握に努めるとともに、地域との連携を維持し、継続して事業を実施します。

【見込量】

(表 4-102) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
端末設置台数 (台)	300	305	310

(3) ひとり暮らし高齢者台帳整備事業 (★)

【現状】

65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、必要時の安否確認や避難行動要支援者支援制度の利用の有無を確認するため、地区の民生委員の協力を得て、緊急連絡先や生活状況等を調査し、ひとり暮らし高齢者台帳を整備しています。

(表 4-103) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ひとり暮らし高齢者数 (人)	2,812	2,878	3,095	調査中

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-104) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ひとり暮らし高齢者数 (人)	3,300	3,350	3,400

(4) 配食サービス事業

【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯、おおむね60歳以上の心身に障害のあるひとり暮らしの方を対象に、バランスのとれた食事を提供することによる栄養保持と安否確認を目的として、月曜日から金曜日の夕食を配達しています。

(表 4-105) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数 (人)	142	129	134	115
延べ利用回数 (回)	21,509	19,435	17,051	8,785

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、事業の必要性が高いため、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-106) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数 (人)	135	140	145

(5) 愛の定期便事業

【現状】

安否確認の必要な70歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、乳製品を概ね1日おきに配布し、安否の確認や健康の保持等を図るサービスです。

(表 4-107) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	453	468	490	490

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

継続して実施しますが、ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とする他のサービスとの併給の適否など、事業の推進方策について検討します。

【見込量】

(表 4-108) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	495	500	505

(6) 福祉電話貸与事業

【現状】

電話を保有していない所得税非課税世帯の65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、緊急時等の通信手段の確保等のため、電話回線及び電話器を貸与する事業です。基本料金等については市が助成しますが、通話料は自己負担となります。

(表 4-109) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	22	26	29	31

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

電話を所有しない世帯は少なくなっていますが、被保護世帯など低所得の高齢者支援のため、事業を継続して実施します。

【見込量】

(表 4-110) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	32	32	32

(7) ふれあい電話相談事業

【現状】

70歳以上のひとり暮らし高齢者で希望される方を対象に、ボランティアグループが電話を通じて安否確認や話し相手となり、孤独感の解消等を図る事業です。現在、3つのボランティアグループが活動しています。

(表 4-111) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談人数 (延人数)	7,332	6,400	6,202	2,944

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

ボランティアの協力を得ながら、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-112) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ相談人数 (人)	6,300	6,300	6,300

(8) 生活管理指導短期宿泊事業

【現状】

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が困難で、かつ要介護認定が「自立」と判定されたひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活を送るうえで必要な指導及び支援を行います。宿泊の期間はおおむね 7 日以内です。

(表 4-113) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	2	2	4	0
利用延べ日数 (日)	14	18	43	0

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

事業の周知及び対象者の把握に努め、継続して事業を実施します。

【見込量】

(表 4-114) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	2	2	2

(9) 介護者支援事業

①介護研修会事業（地域支援事業）

【現状】

ねたきりまたは認知症高齢者等を在宅で介護している家族や住民を対象に、介護方法や介護者の健康づくりなどの知識と技術の習得を目的とした研修会を実施しています。

(表 4-115) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数 (人)	112	92	76	30

※ 平成 26 年度は 9 月末現在 (全 5 ヶ所 7 回のうち 2 ヶ所 2 回実施)

【今後の方針】

多くの参加が得られるよう事業の周知及び内容の充実に努め、継続して事業を実施します。

【見込量】

(表 4-116) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数 (人)	200	200	200

②介護者交流・リフレッシュ事業（地域支援事業）

【現状】

要介護 3 以上の要介護認定を受けているねたきりまたは認知症高齢者等を在宅で介護している方を対象に、介護者の慰労やリフレッシュと介護者相互の交流を図るため、食事会等を開催しています。

(表 4-117) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数 (人)	5	12	11	15

【今後の方針】

介護者支援は重要なことであるため、多くの介護者が参加できるようにさらに内容や事業の周知方法等を検討し、継続して事業を実施します。

【見込量】

(表 4-118) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加人数 (人)	20	20	20

③介護慰労金支給事業

【現状】

要介護3から5までに該当する要介護者を、常時在宅で介護している方に対し24,000円を支給しています。また、要介護4から5までに該当する要介護者で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方を常時在宅で介護している方に対しては、100,000円を支給しています（要介護者及び介護している方が市民税非課税世帯に属していることが支給の要件）。

(表 4-119) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給人数 (人)	33	33	37	45

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

事業の周知を図り、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-120) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給人数 (人)	58	60	62

④介護マーク配布事業（☆）

【現状】

介護者や付添者が、異性のトイレに付き添う場合や異性の下着等を購入する場合などに誤解等を持たれないようにするため、茨城県が平成 24 年に介護者等が使用する「介護マーク」を作成し、本市では同年 10 月から配布を始めました。

(表 4-121) 実施状況

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配布枚数 (枚)	202	83	14

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

引き続き介護者等に「介護マーク」の配布について周知を行うとともに、施設や店舗などへの事業の周知・啓発に努めます。

(事業の詳細は 第 4 章 各論 基本方針 4 認知症支援対策の推進 3 家族の支援 を参照)

(10) 在宅ねたきり高齢者等おむつ助成事業（地域支援事業）

【現状】

要介護3以上の要介護認定を受け、在宅でおむつを必要としている方に、おむつ購入助成券（年間最高12枚、毎月2,000円）を交付しています。

(表 4-122) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付人数 (人)	834	1,019	1,037	871
利用枚数 (枚)	6,551	7,282	7,684	3,610

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

在宅で介護を受けている方が快適な生活を送ることができるよう、事業の周知に努め、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-123) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数 (人)	1,100	1,120	1,140

(11) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

【現状】

要介護3以上の要介護認定を受けている在宅の高齢者を対象に、自宅で使用している寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことで、清潔保持と生活環境の向上を図る事業です。

(表 4-124) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	42	64	77	51

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

在宅で介護を受けている方が快適な生活を送ることができるよう、事業の周知に努め、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-125) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	90	90	90

(12) 在宅高齢者短期保護事業

【現状】

介護者の疾病等により、要介護者等が介護保険による短期入所生活介護サービス等の利用範囲を超えて特別養護老人ホーム等による保護が必要なとき、21日を限度として介護費用等を助成する事業です。

(表 4-126) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	0	0	0	0
延べ利用日数 (日)	0	0	0	0

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

緊急時に必要な事業として、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-127) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	2	2	2

(13) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

【現状】

65 歳以上の方または医療費受給対象者の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ助成券（年間 15 枚、1 枚につき 1,000 円を助成）を発行して、施術費用の助成を行っています。なお、1 人あたりの年間平均利用枚数は約 7 枚となっています。

(表 4-128) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付人数 (人)	1,623	1,623	1,570	1,347
利用枚数 (枚)	10,442	9,870	9,960	5,150

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

事業の周知等を行い、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-129) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数 (人)	1,700	1,700	1,700

(14) 三世代同居等支援事業 (☆)

【現状】

少子高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者二世帯など高齢者のみの世帯が増加しています。そのような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の絆による小地域ネットワーク事業などの推進を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

【今後の方針】

地域との連携を一層強化するとともに、家族の絆を再生することにより、高齢者の孤立を防ぎ、家族世代間の支え合い・助け合い、介護や子育てを行いやすい環境を醸成し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくため、平成27年度より、親、子、孫等の三世代同居、近居を奨励する事業を実施していきます。

(15) 高齢者住宅整備資金貸付事業

【現状】

高齢者と同居または同居しようとする方が、高齢者のための居室等を増改築するにあたり、自力での整備が困難な場合にその費用を貸付するもので、相談や問い合わせはありますが、貸付に至らない状況です。

- 貸付内容
- ①貸付金額：2,500千円
 - ②利 率：年1.8%
 - ③償還年限：10年（最大回数120回）
- （貸付内容は、いずれも平成26年9月末現在）

(表 4-130)

貸付状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(人)	0	0	0	0

※ 平成26年度は9月末現在

【今後の方針】

民間サービスの状況等を踏まえて、事業のあり方について検討し、事業を見直します。

3 地域福祉活動の充実

(1) 高齢者相談員活動

【現状】

市社会福祉協議会が実施している事業で、高齢者相談員（4名）がひとり暮らし高齢者宅の訪問を通じて、悩みごとや日常生活の様々な相談に応じ、必要な場合は行政や地域包括支援センターなど関係機関と連携して対応を図っています。

平成23年度からは、75歳以上で希望された高齢者二人世帯への訪問も実施し、事業の拡充を図っています。

(表 4-131)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ひとり暮らし高齢者宅 訪問延べ回数 (回)	2,224	2,669	3,826	1,788
高齢者二人世帯宅巡回 訪問延べ回数 (回)	156	303	279	127

※ 平成26年度は9月末現在

【今後の方針】

ひとり暮らし高齢者等の相談に適切に応じられるよう関係機関等との連携等に努めます。

4 関係団体との連携

支援を必要とする高齢者等に対し、必要なサービスを的確に、効率的に、そして一体的に提供していくことが重要です。そのために、医療・保健・介護・福祉の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら活動していくことが大切です。

(1) 社会福祉協議会

ひたちなか市社会福祉協議会は、地域に密着した福祉活動の中心的な役割を担っています。地域に根ざした活動を行うため、全自治会を社会福祉協議会支部と位置付けて、全自治会が住民参加型の地域福祉活動に取り組んでいます。また、平成12年度からは、各介護保険サービスを提供しています。

民間福祉活動団体の中核組織である市社会福祉協議会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズの把握に努め、各事業の効率的運営を進めるとともに、社会福祉団体との連携を図っていく必要があります。

(2) 自治会

自治会は、住み良い地域社会をつくるために、防災や防犯、子供の健全な成長やひとり暮らしの高齢者の見守りなど、地域内の課題を解決するための活動に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会支部として、小地域ネットワークや敬老会等の事業を行い、高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、福祉のまちづくりにも取り組んでいます。平成26年9月末現在83の自治会があります。

(3) 民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者で、常に住民の立場に立ち必要な援助を行うため、住民からの相談、生活状態の把握、福祉に関する情報の提供、関係行政機関の業務への協力など、社会奉仕の精神に基づいて活動を行っています。

民生委員は、地域における最も身近な相談窓口として、さらに、保健・福祉サービスや介護保険サービスにおける行政とのパイプ役など、地域福祉を推進する担い手としての役割が期待されています。

本市の民生委員は、定数243名で市内を8地区に分けて活動しています。

また、各地区で組織する民生委員児童委員協議会は、民生委員が保健・福祉サービスや介護保険サービスを十分に理解し、地域で活躍できるよう研修等の企画・運営を行い、活動の充実を図っています。

(4) 高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢者が住み慣れた地域で、親しい仲間と生きがいのある毎日を過ごせるよう、楽しく語らい、健康づくり運動やお互いの助け合い活動、趣味や教養学習活動、スポーツや旅行あるいは世代間交流活動などに取り組んでいます。

また、地域を豊かにする活動として、公園清掃等の社会奉仕や、児童の登下校の見守り活動などを行っています。

(5) ボランティア

市内には多くの福祉ボランティア団体が独自の活動を行っています。また、地域ごとにある自治会や子供会、高齢者クラブ、小・中学校・高校、ボーイスカウト、ガールスカウト、商工会議所、企業などが地域福祉活動に取り組んでいます。

市社会福祉協議会では総合福祉センター内にボランティア活動センターを設置し、ボランティア養成講座やボランティア通信の発行など、ボランティア活動がより一層活発に行われるよう支援しています。平成26年9月末現在、ボランティア活動センターへの登録団体数は77団体です。

(6) NPO法人

平成10年12月の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行後、市内のNPO法人の数は28団体（平成26年9月末現在）で、まちづくりや介護、福祉、環境、教育、子育て、文化、芸術などの分野で活躍しています。

本市では、市民と行政が協働して地域社会の課題やまちづくりに取り組む市民の交流活動拠点施設「ひたちなか市市民交流センター ひたちなか・ま」を、勝田駅東口にあるビル「win-win（ウィン-ウィン）」に平成24年4月に開設し、NPO法人と協働で運営しています。市民交流センターの2階にはサロン室（事務室）と多目的室、1階にはコミュニティギャラリーがあります。

5 福祉意識の醸成

(1) 福祉教育の実践

【現状】

市社会福祉協議会が福祉教育推進校事業として実施しており、次代を担う児童・生徒が高齢者や要介護者、障害者に対する理解が深められるよう、小・中・高校において福祉教育を実践しています。内容は、車いす、アイマスク、点字、手話、盲導犬、介護等の体験学習、福祉講話の見学等を行っています。

(表 4-132) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数 (回)	64	43	41	17
参加人数 (人)	5,597	3,778	4,103	1,714

※ 参加人数には保護者も含む。平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

児童・生徒が高齢者や障害者等について理解を深められるよう、学校等との調整を図りながら、継続して実施します。

(2) 地域介護ヘルパー養成研修事業（地域支援事業）

【現状】

この事業は、茨城県が提唱している「茨城県地域介護ヘルパー養成研修」の一環で、市民が在宅での介護や地域のボランティア活動を行うため、介護・福祉に関する講義やデイサービスセンター等での実習などの基礎的な研修を行っています。

(表 4-133) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
修了者数 (人)	15	19	17	13

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

地域ボランティアの育成や介護者の負担軽減等のため、継続して実施します。

【見込量】

(表 4-134) 見込量

区 分	平成 27 度	平成 28 度	平成 29 度
参加人数 (人)	20	20	20

(3) 情報の提供

【現状】

福祉に対する市民の理解を深めるために、各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集等について、市報やホームページ、地域包括支援センター等を通じて情報提供を行っています。また、地域において「市政ふれあい講座」なども実施しています。

【今後の方針】

各種サービスや福祉関連イベント、福祉ボランティアの募集など、引き続き市民に対して情報提供を行い、福祉活動への参加啓発に努めます。

基本方針 4 認知症高齢者支援対策の推進

1 認知症に対する知識の普及・啓発の取組

(1) 認知症ケアパスの活用 (☆)

【現状】

厚生労働省が策定した平成25年度から平成29年度までの「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」に「認知症ケアパス」の作成が挙げられています。

認知症ケアパスとは、認知症の方の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どのような医療・介護などのサービスを受けられるのか、サービスや支援の内容等を認知症の方やその家族に提示するもので、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、市町村が作成するものです。

【今後の方針】

本市においても平成26年度に作成し、ホームページなどで周知していますが、相談窓口である地域包括支援センターやケアマネジャーなどに配布し、認知症ケアパスを活用し、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、普及啓発に努めます。

(2) 認知症施策の推進 (☆)

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進 (地域での支えあいの推進)

1 地域包括ケア体制の構築 (に掲載)

(3) 認知症サポーター養成講座

【現状】

認知症の方やその家族が、安心してその人らしく地域で生活を続けていくためには、認知症への理解と地域の中での支えあいが必要です。

国においては認知症の方と家族への見守りと支援を行う認知症サポーターを全国で多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

講座は地域や学校、職場などで開催し、講師は所定の研修を受講した地域包括支援センターや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所職員などのキャラバンメイト（茨城県認知症介護アドバイザー）が行っています。

(表 4-135) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数 (回)	6	10	8	6
サポーター数 (人)	190	387	244	153
サポーター累計数 (人)	748	1,135	1,379	1,532

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

地域住民の認知症に対する理解が深まるよう、継続して市や地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座を開催するとともに、地域や学校、職場などでの開催を支援し、サポーターの養成に努めます。

【見込量】

(表 4-136) 見込量

区 分	平成 27 度	平成 28 度	平成 29 度
サポーター数 (人)	400	450	500

(4) 認知症予防講演会 (★)

(第 4 章 各論 基本方針 2 介護予防施策等の推進 2 一般介護予防事業に掲載)

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）との連携

【現状】

グループホームでは、地域に開かれた施設づくりと認知症への理解を深めることを目的として、利用者及び家族、自治会、民生委員、地域包括支援センター職員等で構成する運営推進会議を設置し、入所者の地域の活動への参加や地域住民によるグループホームへのボランティア活動を推進しています。市では、当該会議の報告を求め、適切なグループホームの運営と円滑に会議が行われるよう指導、支援しています。

(表 4-137) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業所数	13	13	13	13
開催回数 (回)	78	78	78	78

※ 平成 26 年 9 月末現在

【今後の方針】

地域に密着した事業運営ができるよう、継続して運営推進会議の開催や地域との連携等を促進します。

2 権利擁護の取組

(1) 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）

【現状】

成年後見制度は認知症高齢者本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、後見人・保佐人・補助人が選任され、財産管理や介護サービス契約等の法律行為の代理、日常生活における身上監護等を行います。

市では、申立てを行う親族がない場合、市長による申立てを行うとともに、平成22年度からは、認知症高齢者等が低所得である場合、本人が支払う後見人等への報酬の一部を助成し、制度の利用支援、促進を図っています。

(表 4-138)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市長申立て件数 (件)	1	0	0	0
後見人等報酬助成件数(件)	0	0	0	0

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

認知症高齢者等の権利擁護のため、継続して、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援、促進に努めます。

【見込量】

(表 4-139)

見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市長申立て件数 (件)	2	2	2
後見人等報酬助成件数(件)	2	2	2

(2) 日常生活自立支援事業

【現状】

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でないことにより、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な者に対し、自立し安心した地域生活や施設生活が送れるように、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う事業です。実施主体は、市社会福祉協議会です。

(表 4-140) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	19	19	25	30

※ 平成 26 年 9 月末現在

【今後の方針】

市社会福祉協議会との連携を図りながら、継続して事業の周知及び利用促進に努めます。

(3) 成年後見支援センター（仮称）の設置

【現状】

高齢化の進展と比例して認知症高齢者の増加が予想されています。

成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力が低下した方々に対し、後見人等が介護サービス契約などの法律行為や金銭管理などを代理し、日常生活における身上監護などを行うことで、認知症高齢者等の権利を護り、安心して生活を送れるようにするものです。

【今後の方針】

本市では、認知症高齢者等への支援充実を図っていくため、成年後見制度の普及、啓発、相談や家庭裁判所への申立て支援などを行う成年後見支援センター（仮称）の設置を検討するとともに、広域的な対応について近隣市町村との協議を実施していきます。

3 家族の支援

(1) 位置探索機器貸出（地域支援事業）

【現状】

徘徊行動のあるおおむね 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が判らなくなったとき、所在位置が探索できる機器を貸与する事業です。

(表 4-141) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	15	10	12	15

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

徘徊行動のある高齢者の安全確保と家族の介護負担の軽減を図るため、事業の周知及び関係機関との連携に努め、利用の促進を図ります。

【見込量】

(表 4-142) 見込量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	17	19	21

(2) 介護マーク配布事業（☆）

【現状】

認知症高齢者は、外見上から認知症であることがわかりにくく、それにより介護者や付添者が誤解等を持たれることが少なくないとの声が介護者等から寄せられ、静岡県が「認知症介護家族との意見交換会」での要望を基に「介護マーク」を作成し、平成 23 年度から普及・啓発を実施しているものです。

茨城県でも平成 24 年度より介護者等への配布を始めました。なお、「介護マーク」を介護者等が利用するのは、異性のトイレに付き添う場合や異性の下着等を購入する場合などとなっています。

【今後の方針】

引き続き、介護者等に「介護マーク」の配布について周知を行うとともに、施設や店舗などへの事業の周知・啓発に努めます。



(3) 茨城県徘徊高齢者等SOSネットワークとの連携（☆）

【現状】

茨城県徘徊高齢者等SOSネットワークは、認知症高齢者等（若年性認知症の方を含む。）が、徘徊により行方不明となった際の早期発見及び身元不明の高齢者等の早期身元判明を目的として、茨城県が平成26年7月より、県内市町村及び近隣都県（福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）へ捜査協力及び身元照会等の連絡調整事務が円滑に行えるように構築したものです。

【今後の方針】

家族等から行方不明の高齢者等の捜索依頼を受けた場合や身元不明高齢者等を保護した場合、早期発見、早期身元判明を図れるよう、所管の警察署等関係機関や茨城県徘徊高齢者等SOSネットワークとの連携に努めます。

基本方針5 生きがいづくりと社会参加の促進

1 生きがい活動の推進

(1) 老人福祉センター

【現状】

老人福祉センターは、60歳以上の高齢者が入浴・休憩できるとともに、囲碁・将棋やカラオケ等の娯楽を楽しみ、各種の教室に参加して教養を高めるなど、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図るための施設です。市内には、馬渡荘，大島荘，高場荘，みなと荘，金上荘，津田老人いこいの家の6か所の施設があります。

(表 4-143)

老人福祉センター利用状況

(単位：人)

施設名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
馬渡荘	市内	0	0	6,647	3,990
	市外	0	0	3	13
	合計	0	0	6,650	4,003
	1日平均	0	0	28	27
大島荘	市内	29,267	29,515	23,737	11,612
	市外	104	169	66	36
	合計	29,371	29,684	23,803	11,648
	1日平均	100	102	82	78
高場荘	市内	0	5,953	12,384	5,757
	市外	0	93	226	110
	合計	0	6,046	12,610	5,867
	1日平均	0	42	44	40
みなと荘	市内	13,320	15,159	13,095	6,371
	市外	4	11	2	0
	合計	13,324	15,170	13,097	6,371
	1日平均	47	52	45	43
金上荘	市内	11,094	10,538	8,711	3,908
	市外	52	163	227	78
	合計	11,146	10,701	8,938	3,986
	1日平均	38	36	31	27
津田老人いこいの家	市内	9,178	9,765	8,759	4,197
	市外	91	100	30	15
	合計	9,269	9,865	8,789	4,212
	1日平均	32	33	30	29
市内		62,859	70,930	73,333	35,835
市外		251	536	554	252
合計		63,110	71,466	73,887	36,087
1日平均(6館合計)		218	265	260	241

※ 東日本大震災被災により馬渡荘は平成 23～24 年度、高場荘は平成 23 年度が運営休止。

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

指定管理者制度の活用により、高齢者の生きがいがづくりや健康増進、教養を高めるための事業の充実による利用の促進に努め、効率的な運営を行います。

(2) 高齢者クラブ

【現状】

60歳以上の希望者が高齢者クラブを組織し、スポーツ、ボランティア活動、研修・文化活動など通して、仲間との親睦や地域社会との交流を図るとともに、社会福祉活動、環境美化などを行っています。各クラブ単位での活動のほか、高齢者クラブ連合会でも活動しており、これらの活動に対し、補助金を交付し支援しています。

(表 4-144) 高齢者クラブの状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
単位クラブ数 (人)	73	70	67	66
会員数 (人)	3,975	3,997	3,966	3,968
加入率 (%)	8.9	8.7	8.6	8.5
60 歳以上人口 (人)	44,829	45,728	46,304	46,670

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

※ 加入率は 60 歳以上人口比率

【今後の方針】

高齢者クラブの活動に対し、継続して支援します。

(3) 高齢者ふれあいサロン

【現状】

高齢者の閉じこもり予防、生きがいの場の提供等を目的に、高齢者と地域住民が気軽に集い、高齢者相互及び多世代間の交流を深める活動を行うまたは行おうとする団体に対し、開設に要する経費や新規に取り組む事業に補助金を交付し支援しています。

(表 4-145) 補助金交付状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交付団体数 (団体)	1	4	3	1

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

高齢者と地域住民が気軽に集い、高齢者同士や多世代間の交流を深める活動などを行うまたは行おうとする団体に対し、サロンの設立・運営について支援するとともに、活動の担い手となる人材を発掘・育成するための講座を開催するなど、支援を充実していきます。

(4) ハーモニーセンター

【現状】

市毛ハーモニーセンターは、県営もみじが丘アパートの住民及びその近隣住民に交流や活動の場を提供し、高齢者の生きがいをづくりを目的に各種講座を開催しています。

(表 4-146)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
講座実施回数 (回)	86	78	122	34
受講者数 (人)	1,365	1,112	1,352	564

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

今後も、指定管理者制度の活用により、高齢者のニーズを踏まえた事業実施による利用の促進に努め、効率的な運営を行います。

(5) ワイワイふれあい館

【現状】

地域住民の健康づくりや生きがいをづくり、高齢者や児童等との世代間のふれあい交流活動を提供する場として地域住民が運営するワイワイふれあい館を支援しています。

(表 4-147)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	9,894	10,211	9,585	4,227

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送ることができるよう、地域における生きがいをづくりや社会参加を促進するため、継続して支援します。

(6) 生きがい対策事業 (★)

(第 4 章 各論 基本方針 2 介護予防施策等の推進 2 一般介護予防事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 を参照)

2 敬老事業

(1) 敬老会

【現状】

多年にわたり社会に貢献してきた75歳以上の高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉の増進を図るため、自治会等が敬老会を開催しており、その費用の一部を助成しています。

(表 4-148) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象人数 (人)	14,452	15,157	15,901	16,584
金 額 (千円)	43,263	40,882	42,693	44,777

※ 平成 24 年度より、助成単価を変更しました。

【今後の方針】

自治会等の敬老会主催団体に対して、継続して支援します。

(2) 敬老祝金

【現状】

77歳に1万円、88歳に2万円、100歳に5万円の敬老祝金を支給しています。

(表 4-149) 実施状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象人数 (人)	77 歳	1,304	1,441	1,411	1,632
	88 歳	481	478	515	539
	100 歳	24	28	28	33
	合計	1,809	1,947	1,954	2,204
金 額 (千円)		19,930	21,280	25,370	28,750

【今後の方針】

引き続き、支給します。

3 社会参加の促進

(1) 高齢者の就労支援

【現状】

高齢者の就労支援については、「生きがいのための就労」という視点に立って公益社団法人ひたちなか市シルバー人材センター（以下「市シルバー人材センター」という。）に対して運営費等の一部を補助し活動を支援しています。

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて設置されている団体で、定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動を始めとする様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献することを目的としています。

〔市シルバー人材センター〕

市シルバー人材センターでは、一般家庭の清掃や除草作業、襖・障子張り、民間企業や公共団体等の施設管理などを受託しているほか、独自事業として、自転車再生、小学生に学習の楽しさを教えるおさらい教室、刃物研ぎ、出張理容、墓地清掃管理、きもの着付け訪問サービス、住宅用火災報知機の販売・取付けなどの事業を実施しています。さらに、平成24年10月から表町商店街に「ふれあいショップ」を開設し、会員が作った野菜や手芸品、再生自転車などを展示販売しているほか、阿字ヶ浦海岸や磯崎海岸の清掃等のボランティア活動も毎年実施するなど、市民サービスの向上と社会貢献を目的とした事業を実施しています。

また、高齢社会に対応するため、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、食事作りや清掃等の軽度生活援助、外出時の援助や話し相手等の介護予防支援、除草や季節用品の入れ替え等の軽易な住環境向上等のサービスを柱とする「高齢者生活支援事業（お助け隊）」を実施しています。

今後は、団塊の世代の入会促進により会員の増強を図り、就業拡大のための広報活動や就業開拓活動に積極的に取り組み、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、高齢者の雇用・就業対策を推進する中核として役割を果たしていきます。

(表 4-150)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会 員 数 (人)	1,306	1,205	1,210	1,122
就 業 件 数 (件)	6,651	6,473	6,537	3,084
契約金額 (千円)	614,626	540,522	500,996	252,723
就業実人員 (人)	1,037	992	932	808
就 業 率 (%)	79.4	82.3	77.0	72.0

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

引き続き、市シルバー人材センターの支援に努めます。

(2) 高齢者のボランティア活動支援 (☆)

【現状】

市内には多くのボランティア団体が独自の活動を行っているほか、地域ごとにある自治会や子供会、高齢者クラブなどが地域福祉活動に取り組んでいます。

市社会福祉協議会では総合福祉センター内にボランティア活動センターを設置し、ボランティア養成講座やボランティア通信の発行など、ボランティア活動が活発に行われるよう支援しています。

【今後の方針】

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、ボランティア活動との連携を図るなど、地域の方の協力が必要となっていきます。このため、60歳代、70歳代をはじめとした要支援・要介護状態に至っていない高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支える側となるなど、身近な場所で社会参加できる機会を増やしていけるように、ボランティア団体等の活動情報や、人材育成講座の情報など、活動するために必要な情報提供等に努めます。

(3) いばらきシニアカード交付事業 (いばらき高齢者優待制度) (☆)

【現状】

いばらき高齢者優待制度は、高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげるとともに、地域、企業及び行政が一体となって高齢者を支えあう社会の実現を目的として、茨城県が平成26年12月から始めたものです。

65歳以上の方が協賛店舗等において高齢者優待カード(「いばらきシニアカード」)を提示することにより、各協賛店舗等が任意に設定した特典を受けることができる制度であり、「いばらきシニアカード」は、市高齢福祉課や那珂湊支所等で配布しています。

【今後の方針】

引き続き、いばらき高齢者優待制度の周知を行い、できるだけ多くの方に「いばらきシニアカード」を配付できるように努めます。



カードの利用は、65歳以上のご本人様のみ可能です

ふりがな 氏名	市町村名
生年月日(明・大・昭)	年 月 日 血液型 型 ±
住 所	
緊急連絡先 電話	(様方)
かかりつけ医	電話
管轄	地域包括支援センター 電話

基本方針 6 生活・居住環境の向上

1 高齢者に配慮したまちづくりの推進

(1) 公共公益施設の整備

【現状】

まちづくりにおいて、「バリアフリー新法」や「交通バリアフリー法」、そして「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、公共施設はもとより民間建築物においても、福祉的な配慮がなされています。本市においても、住宅や公共的施設の段差解消、道路整備における視覚障害者誘導ブロックの設置及び交通安全施設の整備などに努めています。

【今後の方針】

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

(2) 移動手段の確保

① コミュニティバス（スマイルあおぞらバス）

【現状】

高齢者をはじめとする交通弱者の日常生活を営むうえでの交通手段を確保するため、平成 18 年 10 月から 2 コースで運行を開始しました。

平成 19 年 7 月に 5 コース、平成 24 年 12 月には 6 コースに拡大し、また既存コースの経路や時刻の見直しを行いながら運行しています。

(表 4-151)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運行コース	5 コース	5 コース 12 月～6 コース	6 コース	6 コース
利用者数 (人)	144,030	152,930	153,901	78,044
一日平均 (人)	401	426	429	426

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

今後も地域の実情に応じて、利便性の向上につながる運行拡充の検討や、運行経路・時刻の見直しなどを行い、継続して事業を実施します。

②福祉バス

【現状】

福祉増進のため、高齢者及び身体障害者等の福祉団体の事業実施に必要な場合に、福祉バスを運行しています。

(表 4-152) 実施状況

バス	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大 型	回数 (回)	186	197	204	101
	人数 (人)	5,369	5,665	5,630	2,813
中 型	回数 (回)	207	203	116	54
	人数 (人)	2,802	2,782	1,800	831

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

引き続き、福祉バスを運行します。

③福祉有償運送

【現状】

NPO法人等が、要介護高齢者や障害者等の単独での移動が困難な人（移動制約者）を対象に有償で行っている送迎サービスです。市は福祉有償運送等運営協議会を設置し、事業の必要性等の協議を行っています。

(表 4-153) 実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業者 (団体)	2	2	3	3

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

福祉有償運送等運営協議会において事業内容等の協議を行い、適正な運営を確保します。

2 高齢者に向けた住宅整備の促進

(1) サービス付き高齢者向け住宅

(第4章 各論 基本方針1 介護保険事業の充実 8 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量 に掲載)

(2) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

【現状】

シルバーハウジングは、バリアフリー化や手すりの設置、緊急通報システムなどの設備面だけではなく、安否確認や生活相談、疾病等の際の一時的な家事援助などを行う生活援助員（L S A：ライフサポートアドバイザー）が配置されることで、高齢者が安心して生活できるように配慮されている住宅です。

県営もみじが丘アパートに29戸整備されており、市では生活援助員を配置し、入居者の生活支援等にあたっています。

【今後の方針】

入居者が安心して生活が送れるよう継続して生活援助員を配置し、必要な支援に努めます。

(3) 三世代同居等支援事業（☆）

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）
2 在宅生活を支えるサービス に掲載)

(4) 高齢者住宅整備資金貸付事業（★）

(第4章 各論 基本方針3 地域包括ケアの推進（地域での支えあいの推進）
2 在宅生活を支えるサービス に掲載)

3 安全な生活環境の確保

(1) 防火・防災対策

【現状】

ひとり暮らし高齢者の実態把握を行い、災害時の行動など日常の備えについて周知啓発を行うとともに、介護保険施設等においては、防火設備の点検や防災、避難訓練を実施しています。

【今後の方針】

引き続き、防火・防災知識の普及啓発に努めます。

(2) 避難行動要支援者支援制度（☆）

【現状】

災害対策基本法等の一部改正により、平成 26 年 4 月より災害時要援護者支援制度は、避難行動要支援者支援制度と名称が変更になりました。この制度は、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方など災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、自治会、自主防災会、民生委員、近所の方など地域の方が連携して支援するものです。

災害時に支援を受けるには、事前に支援のために必要な個人情報を避難行動要支援者調査票（台帳）へ登録することが必要です。

【今後の方針】

地域の自治会の方などに協力を得て、要支援者の支援をいただくことから、自治会加入を推進しながら、避難行動要支援者支援制度の普及啓発に努めます。

(3) 防犯対策

【現状】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、自主防犯組織によるパトロールや市報、「治安ひたちなか」等により啓発活動を行っています。

【今後の方針】

引き続き、自主防犯組織によるパトロール活動、啓発活動の拡充に努めます。

(4) 交通安全対策

【現状】

茨城県内における高齢者が関わる交通事故の件数は、平成23年は4,045件発生しましたが、平成25年では3,887件となり、減少傾向となっています。しかし、高齢者の交通事故死者は平成26年では132人中60人となっており、全死者の4割以上を占める状況となっています。

市では、ひとり暮らし高齢者などへの交通安全チラシ「お元気ですか」の配布(年4回)を始め、高齢者対象の交通安全研修会や自治会での交通安全教室の開催など、高齢者の交通事故を未然に防ぐための交通安全教育に力を入れています。

また、運転に不安を持つ高齢者による自主的な運転免許証返納を支援するため、平成23年度から高齢者運転免許自主返納支援事業を実施し、本人確認書類としての役割をする写真付き住民基本台帳カードの無料交付や、交通手段として利用できる「スマイルあおぞらバス」の1年間無料乗車パスを交付しています。

(表 4-154)

実施状況

事業名	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交通安全チラシ発行	発行部数(部)	16,600	16,800	16,700	12,600
高齢者交通安全研修会	参加人数(人)	43	60	47	55
高齢者クラブ・自治会 交通安全教室	開催回数(回)	19	14	20	10
	参加人数(人)	1,463	1,906	1,091	448
高齢者運転免許自主返納支援事業	使用者数(人)	156	91	96	72

※ 平成26年度は9月末現在

【今後の方針】

引き続き、高齢者の安全確保のため、講習会や啓発活動などの充実を図るとともに、高齢者運転免許自主返納支援事業などの周知・啓発に努めます。

(5) 消費生活対策

【現状】

消費生活センターでは、消費生活についての相談の実施や各種講座の開催、情報の提供を行い、市民の利益の擁護と増進を図っています。

高齢者の消費トラブルは多発しており、ひたちなか市消費生活センターにおける平成25年度の60歳以上の高齢者の相談件数は全体の約50%を占めています。

市においては、地域団体と連携を図りながら様々な機会を通して啓発講座を実施しています。

(表 4-155)

実施状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
出前講座実施回数 (回)	27	24	38	13

※ 平成 26 年度は 9 月末現在

【今後の方針】

引き続き、地域と連携を図りながら高齢者の消費トラブル防止に努めます。